

令和8年度台湾における佐賀牛広報業務委託仕様書

1 目的

県産牛肉の主要な輸出先国・地域の一つである台湾において佐賀牛の情報発信を行うことで、佐賀牛のブランド・品質などの魅力をPRし、佐賀牛の認知度を高めるとともに、現地事業者や一般消費者に対する訴求力向上に貢献する。

2 事業の背景

佐賀県では穏やかな気候と豊かな自然環境の中で質の高い食材が生産され、その中でも佐賀牛は注目度の高い食材の一つである。

佐賀牛はJAグループ佐賀管内の肥育農家、農場で飼育された「黒毛和種」の中から（公社）日本食肉格付協会の肉質等級規格に定められた最高品質“5等級及び4等級の脂肪交雑（BMS）値が7以上”のものが認定される。全国の銘柄牛の中でも特に厳しい基準を設けている。肥育農家の細やかな気配りと卓越した飼養技術により、美しいサシと旨味、甘みとこくが生まれる。平成29年の香港への初輸出を皮切りに、世界各国・地域に佐賀牛を輸出しており、高い評価を得ている。

佐賀県が新たに整備した佐賀県高性能食肉センターKAKEHASHIが令和5年6月に本格稼働を開始し、同年12月に対米輸出認定を取得するとともに、令和6年7月に米国への輸出を開始した。また、令和7年6月には台湾向け輸出認定を取得し、輸出を開始した。

これまでの取組として、令和6年度にはアメリカ・ワシントンでシェフや調達責任者向けのセミナーを、令和7年度にはアメリカ・ロサンゼルスのレストランで佐賀牛を使ったメニューの提供を実施し、佐賀牛の取扱いに対する意欲向上、佐賀牛の認知度向上を図っているところである。

今回、近年、佐賀牛の輸出量が増加傾向にある台湾において広報を行うことで、更なるブランド力及び認知度向上を図るために本事業を実施するものである。

3 業務概要

委託の内容は以下のとおりとする。

(1) 業務名

令和8年度台湾における佐賀牛広報業務委託

(2) 業務内容

目的を達成するための広報案の立案、媒体選定、ターゲット設定を行うこと。例として、バス・タクシー等への広告掲載、マスメディアによる広報、SNSでの広報などが考えられるが、これらに限らず、効果的なものを提案すること。

広報用の素材（写真、佐賀牛の情報）は、佐賀牛輸出促進コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）が提供可能である。

(3) その他

関係機関との連絡調整や申請・届出等が必要な場合は、受託者によりこれを行うこと。なお、広報の効果に係る特別な理由がない限り、令和9年（2027年）1月末までに終了すること。

4 業務企画書の記載事項

作成する業務企画書は、A4版20ページ以内とし、以下の内容を必ず記載するものとする。なお、広報案は受託者と契約締結後、改めて協議を行い、実施案を決定する。

- ① 広報案（媒体、ターゲット含む）
- ② 上記の実施にかかるスケジュール案、得られる効果
- ③ 業務実施体制、担当者

5 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

6 支払方法

完了払または前金払

7 成果品等

受託者は、次に掲げる成果物をコンソーシアムが指定する期限までに提出するものとする。

- ・業務の概要及び実施結果を記した「業務完了報告書」 1部 ※データも可
- ・広告の出稿データ 各1部

8 留意事項

- (1) 各事業を実施するために必要な人材・人員を適切に配置すること。業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、コンソーシアムからの指示を受ける窓口として責任者と当該業務に従事する担当者を置き、関係者との円滑な事業の進行管理や意思疎通に努めること。
- (2) 現地の法令を遵守し、かつ効果的な広告展開を図ること。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (4) 本業務におけるすべての成果物、制作物、取得物（消耗品を除く。）及び著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）はコンソーシアムに帰属するものとし、制作者はコンソーシアムに対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務の実施にあたり、仕様書に記載のない業務が発生する場合や、記載内容に疑義

が生じたときは、コンソーシアムと協議を行い、決定するものとする。

- (6) 本業務にて全部または一部を再委託することは原則として認めない。ただし、コンソーシアムと受託者の協議によりコンソーシアムが認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して、本業務委託契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、コンソーシアムに対して、前もって再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承諾を得ること。

9 委託料の請求

コンソーシアムが業務完了報告書を受領して内容審査後、業務が適正に完了していることを確認し、その旨の通知があった後、受託者は、委託料を完了払請求書により請求するものとする。

なお、業務の円滑な遂行のために必要がある場合、前金払ができるものとする。